

目 次

I、中国における直近7年間の知的財産に関する出願、登録数等の統計情報	- 2 -
1. 専出願件数	- 2 -
2. 企業別発明専出願登録件数トップ10	- 5 -
3. 不服審判、無効審判状況	- 5 -
II、直近1年間の注目判例の紹介・解説	- 6 -
1. 最高裁判所知識産権法廷における「第一木槌」（瓦萊奧清洗系統公司対アモイ盧卡斯自動車配件有限公司等の発明特許侵害紛争事件）	- 6 -
2. 本田技研工業株式会社対重慶恒勝鑫泰貿易有限公司、重慶恒勝集團有限公司の商標権侵害紛争事件	- 8 -
3. 王墨対江海、浙江淘寶網絡有限公司の不正競争紛争事件	- 10 -
III、直近1年間の知財に関するトピックス情報	- 13 -
（一）中国司法体制の改革と調整	- 13 -
1. 蘭州、廈門、海口知識産権法廷が成立	- 13 -
2. 知的財産権の多地域司法、行政協力の強化	- 13 -
IV、日本の中小企業に有用と思われる知的財産に関する情報	- 14 -
1. 外商投資法及び外商投資法実施条例正式施行	- 14 -

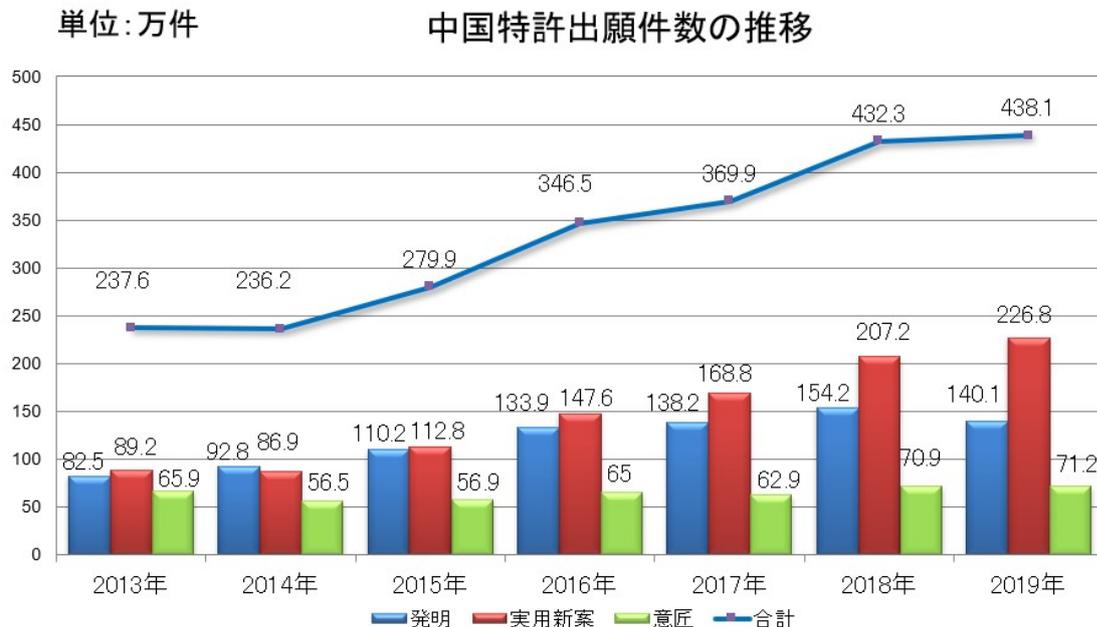
レポート

本レポートは中小企業を対象とした情報提供を目的とし、1) 直近7年間の知的財産に関する出願、登録数等の統計情報、2) 直近1年間の注目判例の紹介・解説、3) 直近1年間の知財に関するトピックス情報、4) その他の日本の中小企業に有用と思われる知的財産に関する情報 という4項目から中国知的財産に関する最新事情を紹介する。

I、中国における直近7年間の知的財産に関する出願、登録数等の統計情報

1. 専利出願件数

中国国家知識産権局の統計によれば、中国の専利出願は、下表のとおり近年増えてきました。



2019年中国における発明専利の出願件数は140.1万件で、実用新案出願件数は266.8万件、意匠出願件数は71.2万件である。発明専利の出願件数は2018年と比べ、約10%減少した。

そして、発明専利登録件数は 45.3 万件で、前年同期比 4.8% 増で、中国国内発明専利の登録件数は 36.1 万件である。登録された中国国内専利のうち、職務発明は 95.4% の 34.4 万件を占め、非職務発明は 4.6% の 1.7 万件を占めている。

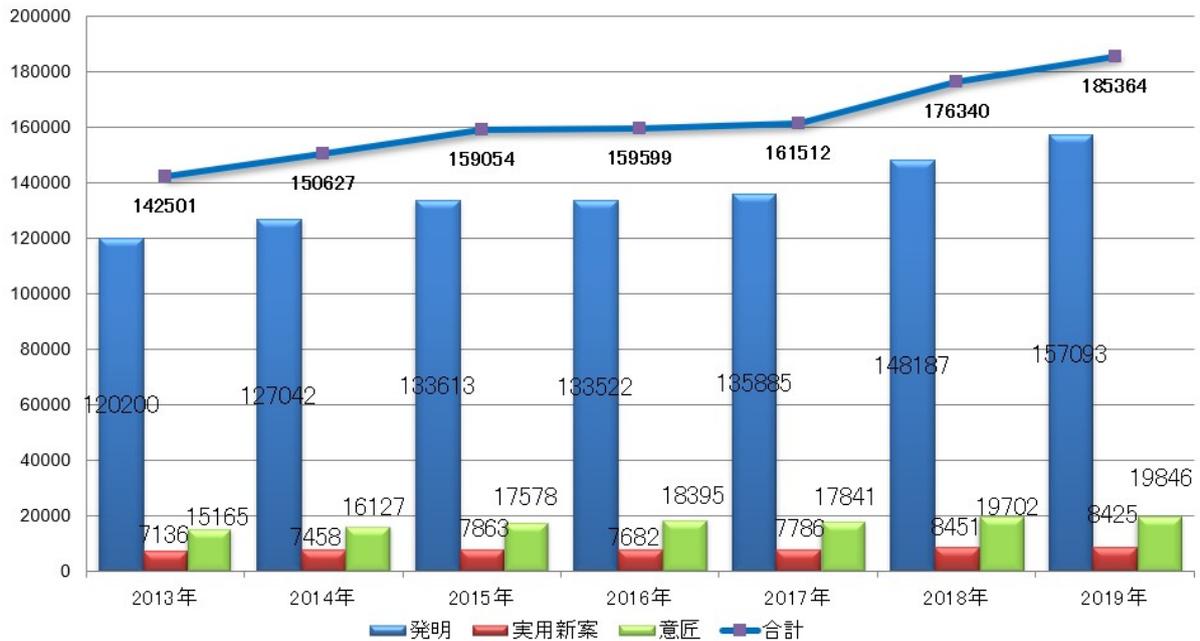
過去 7 年の国内出願人からの出願は以下のとおりである。



過去 7 年の外国出願人からの出願は以下のとおりで、2019 年、外国出願人による中国への発明特許の出願件数は 15.7 万件に達し、前年比 6.0% 増であった。

単位: 件

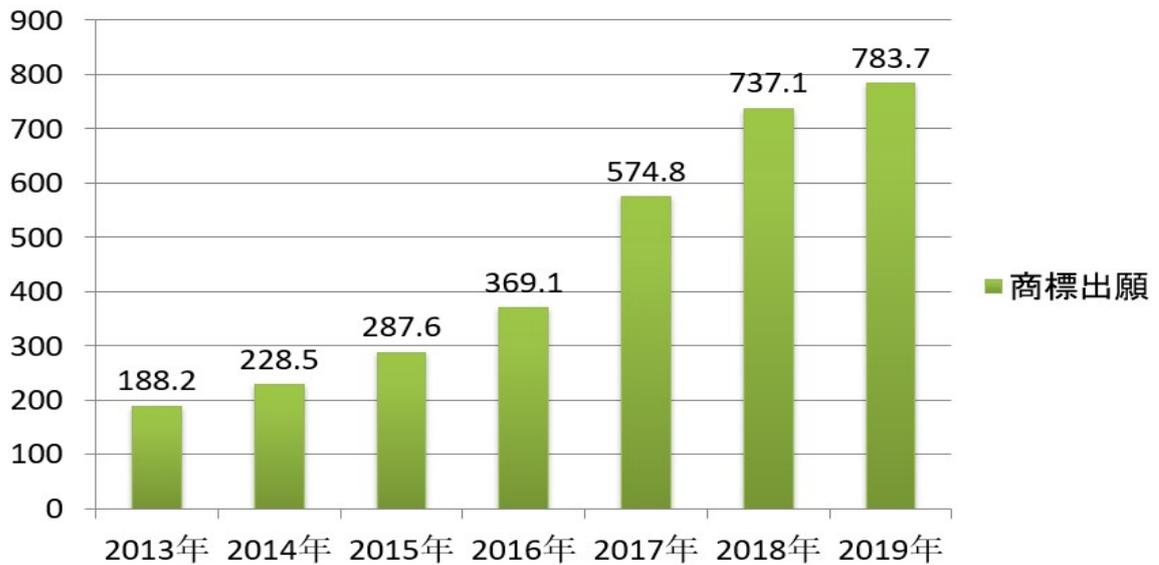
外国出願人の出願件数



なお、近年の商標出願件数の推移は以下の通りである。

中国商標出願件数の推移

単位: 万件



2019年の商標出願件数は783.7万件で、登録件数は640.6万件で前年同期比27.9%増であった。そのうち、中国国内登録件数は617.8万件であった。昨年、商標登録審査の平均期間は4.5ヶ月に短縮された。各種類の商標審判事件は36.1万件を受理され、33.7万件を結審した。

2. 企業別発明専利登録件数トップ 10

2019年、中国国内企業の発明専利登録件数トップ 10（香港、マカオ、台湾を除く）は以下の通りである。

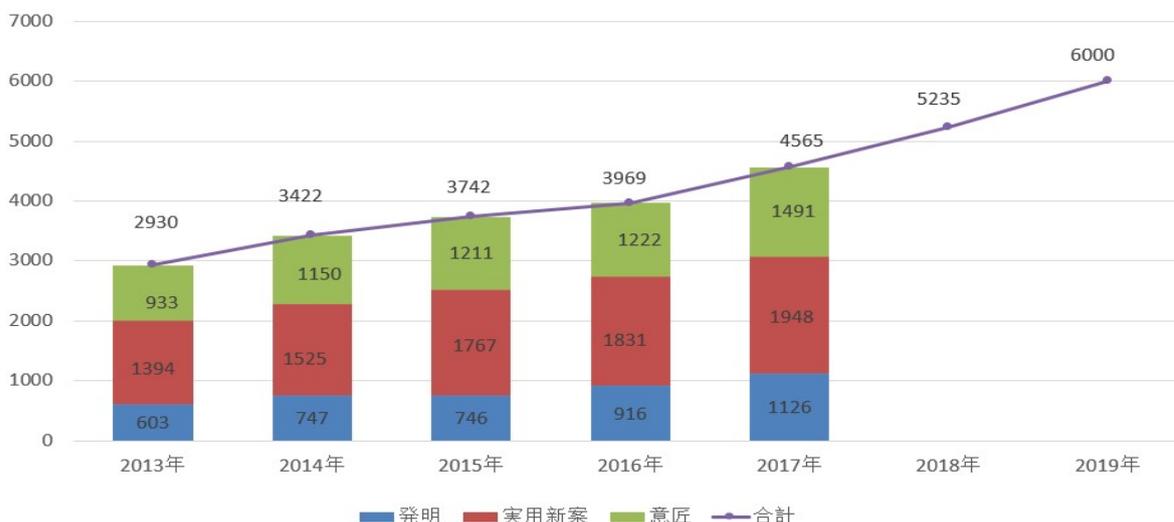
NO.	企業名	登録件数
1	華為技術有限公司	4510件
2	中国石油化工股份有限公司	2883件
3	広東欧珀移動通信有限公司	2614件
4	京東方科技集团股份有限公司	2393件
5	騰訊科技(深圳)有限公司	2146件
6	珠海格力電器股份有限公司	1739件
7	聯想(北京)有限公司	1706件
8	中興通訊股份有限公司	1472件
9	維沃移動通信有限公司	1388件
10	中国石油天然氣股份有限公司	985件

3. 不服審判、無効審判状況

2019年の専利不服審判請求件数は 5.5 万件で、結審事件は 3.7 万件であった。無効審判請求の事件数は 0.6 万件で、審決を下したのは 0.5 万件であった。

2013年～2019年における無効審判請求の受理状況は以下の通りである。

（ただし、2018年、2019年ともに、当局から特・実・意の詳細を開示していないため、内訳は不明。）



II、直近 1 年間の注目判例の紹介・解説

1. 最高裁判所知識産権法廷における「第一木槌」¹（瓦萊奧清洗系統公司対アモイ盧卡斯自動車配件有限公司等の発明特許侵害紛争事件）

2019年3月27日、最高裁判所は公開的に上訴人アモイ盧卡斯自動車配件有限公司、アモイ富可自動車配件有限公司と被上訴人瓦萊奧清洗系統公司(ValeoSystèmesd'Essuyage)、原審被告陳少強との間の発明特許権侵害紛争事件を審理した。最高裁判所副長官、知識産権法廷裁判長、羅東川が裁判長を担任し、最高裁判所知識産権法廷における「第一木槌」を敲いた。本案件の合議組は、審理を経て被疑侵害製品が係争特許権の保護範囲に入っており、特許権侵害が成り立つと認定した上、当日法廷で(2019)最高法知民終2号民事判決を言い渡し、一審判決を維持し、上訴人による請求を棄却した。

瓦萊奧洗系統公司(以下、瓦萊奧社という)は、「機動車両のワイパーのネクタ及び相応する接続装置」の発明特許の特許権者である。瓦萊奧社はアモイ盧卡斯汽車配件有限公司(以下、盧卡斯社という)、アモイ富可自動車配件有限公司(以下、富可社という)と陳少強が許可なしに製造、販売、販売の申し出をしたワイパー製品がその特許の請求範囲に入り、その特許権への侵害を構成したことを発見した。2016年に上海知識産権裁判所に提訴し、三被告が権利侵害行為の停止と損害賠償を求める。また、瓦萊奧社は仮差止令を提出し、盧卡斯社、富可社、陳少強が直ちに権利侵害行為を停止するよう求めた。上海知識産権裁判所は、盧卡斯社、富可社が権利侵害を構成すると認定し権利侵害の停止を命じた。そのため、仮差止令については処理されない。

盧卡斯社、富可社は上記の判決に不服があり、最高人民法院所に上訴した。催告人民裁判所は審理を経て、法廷で一審判決を維持する判決を言い渡した。

解説：

2018年12月の「知識産権法廷に関する若干の問題に関する最高人民法院所の規定」に基づき、最高人民法院所知識産権法廷は2019年1月1日に北京で掲出・設立され、最高人民法院所が派遣する常設裁判機構として、中国最高裁

¹ <http://ip.people.com.cn/n1/2019/0328/c179663-30999661.html>
<http://tingshen.court.gov.cn/live/4898022>

判機関が設立した専門的な知識産権法廷であり、全国特許などの技術種類の知的財産権民事、行政事件は最高人民裁判所に上訴し、最高法知識産権法廷で集中審理する。本件はまさにその「第一木樁」である。最高法知識産権法廷が審理を経て、以下のことを明確にする。特許請求項のある技術的特徴が、特定の構造、成分、ステップ、条件、またはその相互関係などを既に限定または示唆する場合、たとえ当該技術的特徴が同時に実現される機能または効果を限定するとしても、「専利権侵害紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する最高人民裁判所の解釈（二）」第八条にいう機能的特徴に属さない。よってイ号製品は本件特許権の保護範囲に入り、盧卡斯社と富可社の行為は権利侵害を構成し、侵害を停止する法的責任を負わなければならない。また、特許権利侵害訴訟プロセスにおいて、被疑侵害行為の停止を命じる行為保全には独立した価値があることも明確された。当事者が被疑侵害行為の停止を命じることを申請するとともに、侵害を停止させる先行判決を申請する場合、人民裁判所は侵害停止の先行判決を下す必要があると判断した場合、行為保全申請に対して審査を行うべきである。行為保全条件に該当する場合は、適時に裁定をしなければならない。本件では、瓦萊奥社が提出した証拠は、損害を与えた緊急事態が発生したことを証明するのに十分ではなく、且つ最高人民裁判所はすでに法廷で判決を下し、本件の判決はすでに法的効力が発生し、別途に係争特許権侵害の停止を命じる行為保全裁定を下す必要はない。そのため、瓦萊奥社の訴訟中の行為保全申請を支持しない。この事件は初めて中級人民裁判所が第一審裁判所として審理の事件は最高人民裁判所に直接上訴できることを確認し、初めて侵害停止命令の一部判決制度と臨時差止命令制度の関係を検討し、初めて二つの制度が共存する時の適用条件と規則を明確にした。これは中国の知的財産権訴訟制度における重大なイノベーションと歴史的な突破に該当する。間違いなく中国の知的財産権の司法保護力と司法公信力を更に向上するであろう。

2. 本田技研工業株式会社対重慶恒勝鑫泰貿易有限公司、重慶恒勝集團有限公司の商標権侵害紛争事件²

最高裁判所は 2019 年 9 月 23 日、本田技研工業株式会社対重慶恒勝鑫泰貿易有限公司、重慶恒勝集團有限公司の商標権侵害紛争事件について、(2019) 最高法民再 138 号判決を言い渡した。関連公衆に混同をもたらすおそれがある状況下で、OEM メーカーの行為も商標権侵害に該当することが明確にされた。

本田技研工業株式会社（以下、本田技研社という）は第 12 類の車両、オートバイなどの指定商品において第 314940 号、第 1198975 号、第 503699 号登録商標を保有する。



第 314940 号 商標

第 1198975 号 商標

第 503699 号 商標

2016 年 6 月 30 日、昆明税関に所属する瑞麗税関は輸出を申告するオートバイを押収した。この貨物は美華公司より重慶恒勝集團有限公司（以下、恒勝集團社という）に授権し加工生産を委託したものである。商標は「HONDKIT」である（該標章はミャンマーで登録された商標であり、所有者は美華公司の常務取締役である）。瑞麗税関は侵害を構成するかどうかを判断しにくいいため、2016 年 9 月 13 日、本田技研社は一審裁判所に訴訟を起こした。

一審裁判所は、重慶恒勝鑫泰貿易有限公司（以下恒勝鑫泰社という）、恒勝集團社の行為は商品販売行為であり、同じまたは類似の商品に本田技研社の登録商標と同じまたは類似の商標を使用するため、その登録商標専用権を侵害し、法によりその権利侵害行為を直ちに停止し、経済損失人民元 30 万元を連帯して賠償する、との判決を言い渡した。

恒勝鑫泰社、恒勝集團社は一審の判決に不服があり、二審裁判所に上訴した。二審裁判所は審理を経て、恒勝鑫泰社、恒勝集團社の被疑侵害行為は涉外 OEM に該当し、恒勝鑫泰社、恒勝集團社が係争標章を使用する行為は商標法上の商標使用行為に属せず、中国国内の関連公衆に混同を生じさせることがなく、本田技研社の実際の利益を損なわなかったため、恒勝鑫泰社、恒勝集團社の行為は権利侵害を構成せず、損害賠償の問題は存在しない、と認定した。

² <http://ip.people.com.cn/n1/2019/1025/c179663-31420204.html>

本田技研社は雲南省高級人民裁判所（2017）雲民終 800 号の民事判決に不服があり、最高人民裁判所に再審を申請する。最高裁は、恒勝鑫泰社、恒勝集团社の被疑侵害行為を涉外 OEM に属するという二審裁判所の認定を確認したが、製造または加工された製品に表示方式またはその他の方式で商標を使用し、商品の出所を区別する可能性さえあれば、その使用状態は商標法の意味での「商標の使用」として認定しなければならないと表明した。さらに、商品の運輸段階での経営者はイ号製品を接触する可能性があるほか、電子商取引とインターネットの発展に伴って、イ号製品が国外に輸出されたとしても、国内市場に戻る可能性があり、同時に、中国の経済の発展に伴って、中国の消費者は海外旅行と消費の人数が多く、「OEM 商品」に対しても接触と混同の可能性があるので、最終的には被疑侵害行為が商標的使用を構成し、関連公衆の混淆と誤認を引き起こす可能性もあると認定し、恒勝鑫泰社、恒勝集团社の行為が本田技研社の 3 つの商標の登録商標専用権への侵害を構成し、法により権利侵害を停止し、損害を賠償する民事責任を負わなければならないと判定した。二審判決が取り消され、一審判決が維持された。

解説：

早期の判例では行為者が商標権者の授権・許諾を得ていない状況下で、他人の登録商標と同一又は類似する商標さえ使用すれば、商標権侵害として認めるものとした。当時、裁判所は OEM 製品を実際に中国市場での流通過程に販売されたか否か、関連公衆に混同をもたらしたか否か、又は混同をもたらすおそれがあるか否かについて、考慮の範囲に入れなかった。

2010 年 7 月、最高裁判所弁公庁は、税関総署への回答文書において、OEM 涉外製品に付された商標は中国境外だけで商品出所を識別するための意義を持ち、国内市場では商品出所を識別するための機能を果たせず、中国の関連公衆は国内で係争製品に触れる機会があり得ないため、国内関連公衆に混同・誤認をもたらすようなことがないと表明した。当該観点は OEM 行為が商標権侵害に該当するか否かの問題について更に明確化している。2015 年 11 月の「PRETUL」商標権侵害事件及び 2017 年 12 月の「東風」商標権侵害事件のいずれにおいても、最高裁判所は出所の識別又は区別に用いない商標の使用行為は、商品又は役務の出所に対する誤認又は混同をもたらさず、「商標法」にお

ける権利侵害行為を構成しないと判定した。

しかし、本事件において、最高裁判所は次のように認定した。商品出所を区別するための機能上の可能性さえ具有すれば、物理的な付着又は市場流通上の流れにかかわらず、当該使用行為は正に「商標法」における「商標的使用」に該当し、商標の使用には複数主体の参与を必要とし、様々な主体に様々な主観的な願望があり得るため、ある参与主体の主観的な認知だけに頼って判断することはできない。次に、最高裁判所は、「関連公衆」の範囲には、被疑侵害商品の消費者のほかに、更に係争侵害商品の営業との密接な関連性を有する事業者を含めるべきであるが、例えば、被疑侵害商品の運輸などの段階における事業者のように被疑侵害商品に触れる可能性を持つため、「関連公衆」に収めるべきであると判定した。更に、最高裁判所は混同の可能性問題について、現段階の消費市場の発展に合わせて更なる理解を重ねた上、電子経済の発展に伴い、OEM 製品の全部が海外へ販売されたとしても、国内市場に戻る可能性があり、かつ中国消費者が海外観光買物に参加する際にも OEM 製品と接触し、かつ混同するおそれもあるため、OEM 製品には中国国内の関連公衆に混同・誤認をもたらすおそれが十分に存在する。最後に、最高裁判所は商標権には地域性があり、中国で登録されていない商標について、たとえ海外で登録されていたとしても、中国では登録商標専用権を享有せず、逆に国内受託者がすでに合法的な海外授權を得たことを理由に行なう国内商標権に対する非侵害抗弁も認められるべきではない。最高裁判所の当該最新の判例によれば、今後はある種類の貿易方法を簡単に商標権非侵害と固定化してはならず、OEM 製造行為も商標侵害の例外条件ではなくなり、一概に商標権侵害又は非侵害の固定結を出さず、具体的な事由に合わせて、商標侵害の一般原則に基づいて判断することは明らかになった。

3. 王墨対江海、浙江淘宝網絡有限公司の不正競争紛争事件³

2019年1月24日、杭州鉄道運輸裁判所は、原告の王墨対被告江海、第三人浙江淘宝網絡有限公司（以下、淘宝社という）の不正競争紛争事件に対して、ネットで公開的一審判決を言い渡し、被告江氏が賠償責任を負い、原告王氏に

³ http://www.sohu.com/a/291263766_821103

経済損失 210 万元（原告が権利侵害行為を差し止めるため支出した合理費用を含む）を賠償すると認定し、原告の他の訴訟請求を棄却する。

2016 年 12 月、王氏が経営する淘宝店舗が苦情申立てを受け、淘宝社は江氏のクレームに基づき、関連商品のリンクを削除した。2017 年 1 月、王氏はアリババ知的財産権保護プラットフォーム（以下、アリババという）に対して不服申立を提出し、アリババの審査を経て、不服申し立てが成立し、商品リンクが回復された。その後、王氏の淘宝店舗は江氏の逆不服申立を受け、アリババは江氏の逆不服申立により、王氏の不服申立が成立しないと認定し、王氏の店舗が偽物販売を理由で、処罰を与え、商品リンクを削除し、店舗へも権限低減の処分を加えた。

王氏は杭州鉄道運輸裁判所へ提訴し、被告江氏の苦情申立行為は正当性がなく、王氏とは直接的競争関係であり、既に王氏及びその淘宝店舗に实际的損失を齎したため、江氏の悪意的苦情申立は不正競争を構成し、江氏が、商品リンクの削除による経済損失 800 万元及び合理費用 3 万元を賠償すると求める。

裁判所の審理後、被告江氏は同業者として他人の合法的權益を尊重し、誠実と信用をもって経営するべきであるが、自分が苦情申立の資格を持たないことを知りながら、且つクレーム対象製品が権利侵害になることを証明できない状況で、依然として権利証明書を変造して原告に対して悪意の苦情申立を提出し、その行為は信義誠実の原則と商業道德準則に違反し、原告の正当の商業利益を損ない、このような悪意のある苦情申立行為を直ちに制止し、法により厳罰に処しなければならないと認定した。裁判所は悪意の苦情申立後の 10 ヶ月の売上高の減少は累計 3000 万元余りに達したという事実を鑑み、侵害行為の形態、時間、範囲、経営規模及び主観的な過失の程度を総合的に考慮し、販売量、販売価格、アパレル業界の利益率及び権利維持活動にの合理的な支出を参考にし、被告は原告に 210 万元の経済損失を賠償すると酌定した。

解説：

悪意のある苦情申立に対して不正競争行為として認め、賠償責任を負うと認定することが、本件の核心問題である。同業競争者は、他の経営者の経営活動を尊重しなければならない、他の同業者の合法的權益を侵害してはならない。同

業他社に悪意的苦情申立をし、権利証明書を変造することによって、苦情申立対象製品に権利侵害があると嘘をつき、信義誠実の原則と商業道德準則に違反し、原告の正当な商業利益を損ない、当然不正競争行為を構成する。経営秩序と信義誠実道德を維持するため、このような悪意的苦情申立行為に民事責任で制裁することは必要なものである。本事件にはもう二つの重要な問題がある。第一、悪意の苦情申立は、刑事犯罪における虚偽の訴訟と民事訴訟における悪意の訴訟は、同じような悪意の性質を持って、程度が異なるだけである。悪意のある苦情申立者は、民事責任と刑事責任による悪意行為への制裁は、違いは一步の距離であり、悪意を持って他人の合法的權益を侵害し続けたら、刑事責任が待っているかもしれないと認識すべきである。第二、インターネット、電子商取引などのネット空間は法外の場所ではなく、任意的行動を取ってはならない。違法行為、侵害行為ひいては犯罪行為を実施する限り、どこでも法律による制裁を受ける。これは良好なネット取引の領域における信義誠実の秩序を守るためにも必要なものである。

2019年1月1日、「中華人民共和国電子商取引法」が施行され、第42条第3項に、「通知ミスによりプラットフォーム内の経営者に損害を与えた場合、法により民事責任を負う。悪意で誤った通知を行い、プラットフォーム内の経営者に損失を与えた場合、倍以上の賠償責任を負う。」と規定されている。正当な侵害行為へのクレーム自体は権利者が権利行使の具現であるが、苦情申立のメカニズムを悪用しひいては権利の根拠を偽造・変造することで苦情申立を提起する場合、相応の法的制裁を受けることになる。

Ⅲ、直近 1 年間の知財に関するトピックス情報

(一) 中国司法体制の改革と調整

1. 蘭州、廈門、海口知識産権法廷が成立⁴

2019 年、蘭州知識産権法廷、廈門知識産権法廷、海口知識産権法廷が相次いで成立した。現在、中国特色のある知的財産権専門化した審判システムは基本的に構築された。最高人民法院所知識産権法廷及び北京、上海、広州の知識産権裁判所をはじめ、中国は既に 1+3+20 の知的財産権管理システムを形成し、知的財産権専門化の裁判水準を効果的に向上させ、中央の知的財産権への司法保護を強化し、革新駆動発展戦略を保障し、一流のビジネス環境を構築する戦略を徹底的実行するための重要措置である。

2. 知的財産権の多地域司法、行政協力の強化⁵

4 月 19 日、上海、浙江、安徽、江蘇の 3 省 1 市の知的財産権部門は南京で共同で長江デルタ地区の知的財産権の発展と保護状況の記者会見を開催した。記者会見において、3 省 1 市は「長江デルタ地区共同で知的財産権のビジネス環境の最適化における協力合意書」を締結した。合意書によれば、4 つの地区は知的財産権への協同保護を強化し、更に力を入れて「集団作戦」を展開し、手がかりの通報、事件の協力、連合の法律執行、定期的な商談などの制度を確立し、立件協力、調査・証拠集め、証拠の相互承認、執行の協力及び緊急連絡などの業務メカニズムを完備する。

8 月末、上海、江蘇、浙江、安徽の高等人民裁判所は共同で「長江デルタ地区人民裁判所知的財産権司法保護交流協力協議」を締結し、長江デルタ地区の知的財産権司法保護協力メカニズムを共同で構築する。今回の協議の締結は 4 つの地区の高等人民裁判所の知的財産権裁判廷が、共同で地域の知的財産権の司法保護の一体化を推進するための重要な措置と有益な探索である。省高等人民裁判所知的財産権裁判廷はこれを契機に、更に兄弟省との情報融通及び協調

⁴ <https://mp.weixin.qq.com/s/sJxoBxJQBBay5kFIqYcBQw>
<https://mp.weixin.qq.com/s/tvXVq0MPbDcVJCZTWdhPEA>
<https://mp.weixin.qq.com/s/5ULA-teW5zRxYuwYF-p-gA>

⁵ <https://mp.weixin.qq.com/s/WtNYzByA6QGaJHXtbzQTNA>
<https://mp.weixin.qq.com/s/U1KPbDudZu6IcoXnIkllkw>
https://mp.weixin.qq.com/s/uFYmCt3h15xAao_GCONXpA

協力を強化し、地域の知的財産権司法保護の一体化を推進する。

また、多地域立件サービスはすでに全国の中下層人民裁判所で全面的に実現された。多地域立件サービスを推進することは、党中央が打ち出した重大な改革戦略である。登録立件から多地域立件サービスまで、司法の人民のための理念とサービスの一体化の考え方をより際立たせる。訴訟サービスの連動協力メカニズムの構築、裁判システムと裁判能力の近代化の実現、中国の特色のある社会主義司法制度の健全化を推進するには、重要な意義を持つ。

IV、日本の中小企業に有用と思われる知的財産に関する情報

1. 外商投資法⁶及び外商投資法実施条例⁷正式施行

2019年3月15日、第13回全国人民代表大会第2回会議には「中華人民共和国外商投資法」（以下「外商投資法」という）が採択された。共に6章42条であり、2020年1月1日から施行し始めたこれは中国初の外商投資分野の基礎的な法律である。国内・外資本企業に平等に対応することを明確にし、外資の参入前の国民待遇とマイナスイリスト管理制度を全面的に確立するだけでなく、外国投資家が普遍的に関心を持っている知的財産権保護、技術譲渡などの問題に対して明確な規定を作り出した。そのうち、第21条と第22条は知的財産権に関し、第23条と第39条は営業秘密に関する。

外商投資法の付帯法規として、「中華人民共和国外商投資法実施条例」（以下「実施条例」という）も2020年1月1日から施行された。「実施条例」は外商投資法の立法原則と趣旨を厳格に貫徹し、外商投資を促進・保護する基調をより強調し、制度の操作性を強化し、法律の効果的な実施を保障する。

「中華人民共和国外商投資法の適用の若干問題に関する最高人民裁判所の解釈」も同期施行された。

今後中国は知的財産権侵害行為に対する処罰をより一層強化し、外国投資家と外国投資企業の知的財産権を平等に保護することが期待される。ここに具体的な規定を抄訳し、少しでもご参照になればと思う。

⁶ http://www.gov.cn/xinwen/2019-03/20/content_5375360.htm

⁷ http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-12/31/content_5465449.htm

「中華人民共和国外商投資法」（抄訳）

第二十一条

外国投資家が中国国内での出資、利潤、資本収益、資産処分所得、知的財産権ロイヤルティー、法により得られた補償または賠償、清算所得などは、法により人民元または外貨で自由に送金できる。

第二十二条

国家は外国投資家と外商投資企業の知的財産権を保護し、知的財産権利者と関連権利者の合法的権益を保護する。知的財産権権利侵害行為について、法により厳格に法的責任を追究する。

国は、外国投資家の投資過程において自主的な原則と商業規則に基づき技術協力を展開することを奨励する。技術協力の条件は投資の各当事者が公平原則を遵守し、平等に協議して確定する。行政機関及びその従業員は、行政手段を用いて技術の譲渡を強制してはならない。

第二十三条

行政機関及びその従業員は、職責履行中に知った外国投資家、外商投資企業の営業秘密について、法により秘密にし、漏らしたり、他人に不法に提供したりしてはならない。

「中華人民共和国外商投資法実施条例」（抄訳）

第三章 投資保護

第二十二条 外国投資家が中国国内での出資、利潤、資本収益、資産処分所得、取得した知的財産権のロイヤルティー、法により得た補償または賠償、清算所得などは、法により人民元または外貨で自由に送金することができ、如何なる機関や個人は貨幣種類、金額及び送金の頻度などを違法的に制限してはならない。

第二十三条 国は知的財産権侵害行為に対する処罰を強化し、知的財産権に関する法執行を継続的に強化し、知的財産権の快速な協同保護メカニズムの確立を推進し、知的財産権紛争の多元化解決メカニズムを健全化し、外国投資家と

外国投資企業の知的財産権を平等に保護する。

以上